

宿泊税に関する FAQ

令和7年 11月初版



熊 本 市

目 次

1 宿泊税について

Q1	宿泊税とは、どのような税金ですか。	…	<u>1</u>
Q2	なぜ、宿泊税を導入するのですか。	…	<u>1</u>
Q3	宿泊税は何に使われるのですか。	…	<u>1</u>
Q4	なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	…	<u>1</u>
Q5	宿泊税はいつ導入されるのですか。	…	<u>2</u>
Q6	宿泊税の税率が 200 円となった理由を教えてください。	…	<u>2</u>
Q7	宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。添い寝の赤ちゃんはどうなりますか。	…	<u>2</u>
Q8	熊本市民や熊本県民を宿泊税の対象外とすることはできないのですか。	…	<u>2</u>
Q9	日本人を宿泊税の課税対象外とすることはできないのですか。	…	<u>2</u>
Q10	税率や課税条件が変更されることはないのですか。	…	<u>3</u>
Q11	宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいではありませんか。宿泊料金に応じた税率区分や課税免除を設けるべきではありませんか。	…	<u>3</u>
Q12	宿泊税導入後、入湯税はどうなりますか。	…	<u>3</u>
Q13	入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。	…	<u>3</u>
Q14	入湯税に加えて宿泊税も徴収するとなると、宿泊者に理解いただけるか不安です。入湯税を減額するなどの措置はされないのですか。	…	<u>4</u>
Q15	仮に今後、熊本県も宿泊税を導入となった場合、宿泊税の税額や制度に変更は生じますか。	…	<u>4</u>
Q16	宿泊税の用途について公表はされますか。	…	<u>4</u>

2 宿泊税の制度について

Q1	宿泊の定義を教えてください。	…	<u>5</u>
Q2	宿泊料金の定義を教えてください。	…	<u>5</u>
Q3	延長料金は宿泊料金にあたりますか。	…	<u>5</u>
Q4	キャンセルとなった場合、宿泊税はどうなりますか。	…	<u>6</u>
Q5	ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金を取っていますが、この場合、どのようにして宿泊人数を判別して徴収したらよいのですか。	…	<u>6</u>
Q6	1室あたりの宿泊料金を設定しており、1人あたりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。	…	<u>6</u>

Q7	ラブホテルのように休憩、宿泊の区分がある場合は、どのように宿泊税を算出したらよいですか。	…	<u>6</u>
Q8	旅行会社経由等の宿泊など、ホテル側で宿泊者の実支払額が不明の場合はどうすればよいですか。	…	<u>6</u>
Q9	修学旅行生や中体連、高体連、受験等の学生は課税対象ですか。	…	<u>6</u>
Q10	民泊に宿泊される方も課税対象ですか。	…	<u>7</u>
Q11	マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。	…	<u>7</u>
Q12	長期滞在の場合でも、課税対象になりますか。	…	<u>7</u>
Q13	連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。	…	<u>7</u>
Q14	観光目的ではない宿泊でも、課税対象となるのですか。	…	<u>7</u>
Q15	無料宿泊券を利用する場合の取り扱いを教えてください。	…	<u>7</u>
Q16	交通手段と宿泊がセットになったパックツアーにおいて、宿泊が無かった場合も宿泊税を徴収する必要があるのですか。	…	<u>8</u>
Q17	キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象になるのですか。	…	<u>8</u>
Q18	2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊者が1人のみだった場合は宿泊税を返金してよいですか。	…	<u>8</u>
Q19	予約者が宿泊料金を支払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。	…	<u>8</u>

3 宿泊税の実務について

(1) 特別徴収事務について

Q1	特別徴収義務者となるのは、どのような人ですか。	…	<u>9</u>
Q2	特別徴収義務者として、どのようなことを行わなければならないのですか。	…	<u>9</u>
Q3	宿泊者が宿泊税を支払わない場合は、どうすればよいですか。	…	<u>9</u>
Q4	納税者や特別徴収義務者が宿泊税を支払わないと、どうなりますか。罰則はありますか。	…	<u>10</u>
Q5	宿泊税の徴収方法は決まっていますか。宿泊料金はインターネットによるクレジット決済可能としていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。	…	<u>10</u>
Q6	現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は、事業者負担ですか。	…	<u>10</u>
Q7	無人チェックイン施設では、どのような方法で宿泊税を徴収すればよいのでしょうか。	…	<u>10</u>
Q8	旅行代理店やあっせん業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらおうことはできますか。	…	<u>10</u>
Q9	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援	…	<u>10</u>

措置はありますか。

- Q10 宿泊税特別徴収交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。 … 11
- Q11 宿泊税の特別徴収にあたって、レジシステムの改修をする必要がある場合、その費用に対する補助制度はありますか。 … 11
- Q12 同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。 … 11
- Q13 いわゆる違法民泊についても、課税されるのですか。 … 11

(2) 申告納入について

- Q1 申告納入は毎月行わなければなりません。 … 12
- Q2 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。 … 12
- Q3 複数の宿泊施設を経営しているので、まとめて申告・納入することはできますか。 … 12
- Q4 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金で1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。 … 12
- Q5 電子申告と電子納税は可能ですか。 … 12

4 周知・広報について

- Q1 宿泊者への周知はどのように行う予定ですか。宿泊事業者が宿泊者へ説明する際に使えるような広報物の配布があるのでしょうか。 … 13
- Q2 広報物にはどのような種類がありますか。 … 13
- Q3 広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。 … 13

5 その他

- Q1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者になっていませんが、宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。 … 13

1 宿泊税について

Q1 宿泊税とは、どのような税金ですか。

A1 宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき使途や税率が定められる法定外目的税※です。

※法定外目的税とは、道府県又は市町村が、特定の費用に充てるために独自に条例で定めて課することができる税金です。（地方税法第 731 条）

Q2 なぜ、宿泊税を導入するのですか。

A2 全国的な人口減少に伴い、地域経済活動の縮小が懸念される中、波及効果の裾野が広く地域経済の活性化に大きく貢献する、「観光振興」の重要性が高まっています。

本市では、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、観光振興への取組を強化するための指針として「熊本市観光マーケティング戦略」を策定しました。

一方で、こうした取組を積極的かつ継続的に実施するためには、安定的な財源の確保が必要であることから、宿泊税を含めた様々な財源確保の手段について「熊本市宿泊税検討委員会」において検討を重ねた結果、「熊本市の持続的な発展に向けて観光振興の取組を継続、強化していくための財源として、宿泊税の導入は適当である」との答申を受けました。

この答申を踏まえ、令和7年3月に「熊本市宿泊税条例」を制定し、宿泊税を導入することが決定しました。

Q3 宿泊税は何に使われるのですか。

A3 「熊本市観光マーケティング戦略」に基づく事業に優先順位を設け、本市への来訪や滞在の促進と、旅行者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくり、旅行者に優しい滞在環境づくり、誘客プロモーションなどの新規事業や既存事業の拡充を中心に活用していきたいと考えています。

Q4 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

A4 令和5年度に開催した「熊本市宿泊税検討委員会」の議論の中で、観光振興財源を求める対象については応益負担の考え方に基づき、旅行者に対し一定の負担を求めることが適当であるとの考えが示されました。

そこで、旅行者が本市を訪れた際の宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、様々な活動ごとに、対象となる観光行動を検討した結果、宿泊行為以外は、市民の日常利用も多く、課税客体の捕捉が困難であることなどから、宿泊行為に対して課税することが適当という結論に至りました。

Q5 宿泊税はいつ導入されるのですか。

A5 宿泊税の周知広報に十分な期間を確保するとともに、宿泊事業者の皆様にとって比較的負担の少ない導入時期を検討した結果、令和 8 年 7 月 1 日に宿泊税を導入することが決定しました。

Q6 宿泊税の税率が200円となった理由を教えてください。

A6 次の 4 点を踏まえて総合的に判断し、1 人 1 泊につき 200 円と決定しました。

- ①観光施策の推進に必要な新たな財政需要
- ②熊本市宿泊税検討委員会の答申内容
- ③他都市における宿泊税の運用状況
- ④旅行者や宿泊事業者へのアンケート調査結果

Q7 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。添い寝の赤ちゃんはどうなりますか。

A7 令和 5 年度に開催した「熊本市宿泊税検討委員会」において、宿泊事業者の事務負担軽減のため制度の簡素化を重視し、免税点や課税免除などの非課税事項は設けない方向性が示されました。

このことから、宿泊者の年齢に関わらず、宿泊数に応じて宿泊税を課すこととしました。

幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は宿泊税の課税対象となりますが、宿泊料金のかからない添い寝の場合、宿泊税は課税されません。

Q8 熊本市民や熊本県民を宿泊税の対象外とすることはできないのですか。

A8 市内居住者や県内居住者であっても、観光施策の受益は一定程度認められることから、居住地によって課税対象の除外とすることは税の公平性が確保されないこととなります。

仮に差別化を図るとした場合、宿泊者には要件の証明、宿泊事業者には要件の確認作業と、宿泊者と宿泊事業者双方にご負担をおかけすることとなります。事務が煩雑になるため、事務負担軽減の観点からも、居住地による課税免除は行わず一定の負担をお願いすることとしました。

Q9 日本人を宿泊税の課税対象外とすることはできないのですか。

A9 全国的なインバウンドの増加やオーバーツーリズムの影響もあり、本市における宿泊税に関する説明会などで「外国人のみに課税できないのか、日本人と外国人で税額に差をつけることはできないのか」といったご質問やご意見をいただきました。

国際的な取り決めである租税条約において、税制上、自国民と相手国民を差別することが禁じられています。地方税である宿泊税もこの条約に抵触する可能性があるため、慎重に検討する必要があります。

また、仮に差別化を図るとした場合、宿泊者には要件の証明、宿泊事業者には要件の確認と、宿泊者と宿泊事業者双方にご負担をお掛けすることとなりますので、一律での課税としています。

Q10 税率や課税条件が変更されることはないのですか。

A10 熊本市宿泊税条例において、条例の施行後 2 年を経過した時点で社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況について初回の見直しを行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。その後も、5 年ごとに同様の検討を行うこととしています。

Q11 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいではありませんか。宿泊料金に応じた税率区分や課税免除を設けるべきではありませんか。

A11 宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、公平性の確保の観点で、一律定額の課税としました。

また、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様にとって簡素な制度とすることが望ましいことから、税率区分を設けないこととしました。

免税点(宿泊料金が一定額未満の場合に宿泊税が課税されない基準額)についても、宿泊者が受ける行政サービスの受益の程度は同等であることから、広く課税することで公平性を確保したいと考えます。宿泊者の方は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられますので、免税点を設けないこととしました。

Q12 宿泊税導入後、入湯税はどうなりますか。

A12 入湯税は法定税ですので、自治体の判断で廃止することは難しく、入湯税とは別に宿泊税を徴収いただくこととなります。宿泊税を導入するにあたり、入湯税のあり方については令和5年度に開催した「熊本市宿泊税検討委員会」でも議論されたところですが、宿泊税導入に合わせた入湯税の改正は行わないとの方向性が示されました。

Q13 入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。

A13 入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体が異なるため、納税者は同一でも二重課税にはなりません。

【入湯税の制度について】

○用途 : 地方税法第 701 条により、次のような費用に充てられます。

- ・ 環境衛生施設の整備
- ・ 鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・ 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- ・ 観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用

○納税者 : 鉱泉浴場（温泉等）の入湯客

○課税客体 : 鉱泉浴場への入湯行為

Q14 入湯税に加えて宿泊税も徴収するとなると、宿泊者に理解いただけるか不安です。入湯税を減額するなどの措置はされないのですか。

A14 入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体が異なる点、また入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、入湯税の減額を行わないこととしました。福岡市以外の先行都市においても、同様の考え方から入湯税の改正は行われておりません。

また、入湯税も目的税であることから、入湯税を活用して実施する施策への財政的な影響も踏まえて検討する必要があります。

Q15 仮に今後、熊本県も宿泊税を導入となった場合、宿泊税の税額や制度に変更は生じますか。

A15 仮に今後、県が宿泊税を導入と決定された場合、税額や制度に変更が生じる可能性はあります。

ただし、その際は、宿泊事業者の皆様の負担なども十分考慮しながら、慎重に県と協議を行っていきたいと考えております。

Q16 宿泊税の用途について公表はされますか。

A16 宿泊税の用途については、毎年度公表いたします。

2 宿泊税の制度について

Q1 宿泊の定義を教えてください。

A1 宿泊税の課税対象となる「宿泊」の判断基準は以下のとおりです。

①その利用行為が契約上、宿泊としての取扱いであるもの。

② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

【旅館業法の許可が必要な宿泊とは】

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・ 宿泊料を徴収している(名称は問わない)
- ・ 社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・ 反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)
- ・ 生活の本拠ではない(使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

Q2 宿泊料金の定義を教えてください。

A2 宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるものの例】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないものの例】

下記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・ 宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料

Q3 延長料金は宿泊料金にあたりますか。

A3 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金は宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

Q4 キャンセルとなった場合、宿泊税はどうなりますか。

A4 「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。

仮に宿泊税込みで事前決済されていた宿泊がキャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が当該宿泊税分を返金します。具体的な対応は、宿泊施設運営会社との取り決めによります。

Q5 ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金を取っていますが、この場合、どのようにして宿泊人数を判別して徴収したらよいですか。

A5 1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を保存していただく必要があります。

○帳簿とは：宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。例）総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等
○書類とは：宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q6 1室あたりの宿泊料金を設定しており、1人あたりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。

A6 1室を単位として料金が設定されているなど、1人あたりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人あたりの宿泊料金とします。

Q7 ラブホテルのように休憩、宿泊の区分がある場合は、どのように宿泊税を算出したらよいですか。

A7 いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q8 旅行会社経由等の宿泊者の場合など、ホテル側で宿泊者の実支払額が不明の場合はどうすればよいですか。

A8 宿泊施設と旅行会社の契約に基づく宿泊料金により、宿泊税を徴収してください。

Q9 修学旅行生や中体連、高体連、受験等の学生は課税対象ですか。

A9 本市では、修学旅行生等の課税免除は設けておりませんので、課税対象となります。課税免除を設けるか否かについては、令和5年度に開催した「熊本市宿泊税検討委員会」での議論で、本市は修学旅行を積極的に誘致している状況とは言えず、課税免除の対象や線引きをどこにするのかを決めることは難しく、さらに対象者の確認作業等で宿泊施設のフロント業務が煩雑となることを懸念する声が多数を占めたため、特別徴収事

務負担の軽減を考慮して、課税免除を設けないこととしました。

Q10 民泊に宿泊される方も課税対象ですか。

A10 宿泊税の課税対象となる施設は、旅館業法に係る施設または住宅宿泊事業法に係る住宅で、納税義務者は宿泊料金を支払って課税対象施設に宿泊をする宿泊者となるため、民泊も課税対象となります。

住宅宿泊事業法に係る住宅への宿泊行為(いわゆる民泊)を宿泊税の課税対象とすることについては、宿泊税導入当時に住宅宿泊事業法がなかった東京都を除く全ての導入自治体が、課税の公平性の観点から、「ホテル」「旅館」等のほか「民泊施設」も課税の対象としています。

本市においても、宿泊税検討委員会において議論された結果、宿泊施設の種別に関わらず宿泊という行為に差異はなく、宿泊者は同程度の行政サービスを受けることを考慮し、課税の公平性の観点から民泊施設も課税対象としました。

Q11 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。

A11 短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊にあたらない場合は、宿泊税の課税対象となりません。

Q12 長期滞在の場合でも、課税対象になりますか。

A12 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間に関わらず宿泊数に応じて宿泊税が課税されます。旅館業法における下宿営業は、課税対象外です。

Q13 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

A13 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
(例)1人3泊した場合 1人×200円×3泊＝600円

Q14 観光目的ではない宿泊でも、課税対象となるのですか。

A14 令和5年度に開催した「熊本市宿泊税検討委員会」においても議論となり、宿泊税は宿泊行為に対して課税するものであり観光税ではないため、観光目的ではない宿泊も対象とすべきとのご意見をいただいております。また、ビジネス目的での来訪であっても、宿泊者は行政サービスを一定程度享受することなども総合的に判断し、宿泊目的に関わらず全ての宿泊者に広くご負担をお願いしたいと考えています。

Q15 無料宿泊券を利用する場合の取り扱いを教えてください。

A15 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とするため、宿泊税は非課税となります。それ以外(宿泊予約サイトのポイント利用や懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金としますので、宿泊税の課税対象となります。

Q16 交通手段と宿泊がセットになったパックツアーにおいて、宿泊が無かった場合も宿泊税を徴収する必要があるのですか。

A16 宿泊税の課税客体となる宿泊行為が無いことから、宿泊税の課税対象外となりますので、宿泊税を徴収いただく必要はありません。
2のQ4のキャンセルの場合と同じ取り扱いです。

Q17 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象になるのですか。

A17 移動式テントを宿泊者が設置する場合等、旅館業法上の宿泊に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合等、旅館業法上の宿泊に該当する場合は、宿泊税が課税されます。

Q18 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊者が1人のみだった場合は宿泊税を返金してよいですか。

A18 実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくことになりますので、事前に徴収していた金額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、キャンセル料が発生し、契約上そのキャンセル料金を「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q19 予約者が宿泊料金を支払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。

A19 予約者に宿泊料金と宿泊税を併せてお支払いいただくことも可能です。予約者が宿泊税を支払っていない場合は、宿泊者からの徴収をお願いします。

3 宿泊税の実務について

(1) 特別徴収事務について

Q1 特別徴収義務者となるのは、どのような人ですか。

A1 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方が該当します。

ただし、これ以外の方が宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合(全面的に経営を委託している場合など)には、その方が特別徴収義務者となることがありますので、熊本市市民税課法人課税班(TEL 096-328-2173(直通))までお問い合わせください。

なお、宿泊施設の経営者は、本市からの個別の指定がなくても特別徴収義務者となります。

※旅館業の許可がない施設及び住宅宿泊事業法の届出がない施設も課税対象となるため、当該施設を経営している方も特別徴収義務者となります。

Q2 特別徴収義務者として、どのようなことを行わなければならないのですか。

A2 特別徴収義務者の方には、次の対応をお願いします。

- ①宿泊税に係る経営申告書の提出
- ②宿泊者から宿泊税を徴収し、本市へ申告・納入
- ③帳簿や書類の記載・保存

なお、旅行代理店等は特別徴収義務者ではありませんので、旅行代理店から直接本市に宿泊税を納入することはできません。

○帳簿とは:宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。例)総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等
○書類とは:宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q3 宿泊者が宿泊税を支払わない場合は、どうすればよいですか。

A3 宿泊者へのご説明に活用いただけるよう、宿泊税についてのポスターやチラシ、リーフレット等を配布します。

仮に宿泊者から支払われなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者様が本市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償していただくこととなります(地方税法第733条の15第3項)。

Q4 宿泊者(納税義務者)や宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を支払わないと、どうなりますか。罰則はありますか。

A4 ①宿泊者(納税義務者)が宿泊税を支払わない場合

宿泊者(納税義務者)に対し地方税法上の罰則は設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、特別徴収義務者(宿泊事業者)が市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者(宿泊者)に求償するという規定が地方税法に設けられています(地方税法第733条の15 第2項、第3項)。

②宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を納付しない場合

地方税法上、罰則が設けられています(地方税法第733条の21第2項等)。

特別徴収義務者に課される罰則については、他の市町村税目においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

Q5 宿泊税の徴収方法は決まっていますか。宿泊料金はインターネットによるクレジット決済可能としていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。

A5 徴収方法については、本市から指定するものではありません。

先行自治体では、フロントで徴収する、事前決済の際に宿泊料とあわせて徴収する等のご対応が多いようです。現金に限らず、クレジットカードなど宿泊事業者様にとって徴収しやすい方法を選択いただくことになります。

Q6 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は、事業者負担ですか。

A6 宿泊税をクレジットカード等で支払われた場合の手数料につきましては、宿泊事業者様にご負担いただくことになります。

そのため、宿泊税の特別徴収事務上生じるご負担に対して、申告納付額に応じて一定割合の交付金を支給する「特別徴収交付金」制度を設けます。

Q7 無人チェックイン施設では、どのような方法で宿泊税を徴収すればよいのでしょうか。

A7 徴収方法については、本市から指定するものではありません。

先行自治体では、事前決済時に宿泊料金とあわせて徴収する、券売機により徴収する、宿泊施設内に設置した集金BOXを用いて宿泊税を回収するといった事例があると聞いています。

Q8 旅行代理店やあっせん業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。

A8 旅行代理店等の斡旋業者様は特別徴収義務者には該当しないため、直接本市に納入していただくことはできません。

Q9 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はありますか。

A9 宿泊税の特別徴収に係る事務的負担や経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して特別徴収交付金制度を設けることを予定しています。納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付する予定で、交付率については、4.0%(宿泊税の施行後5年

間は0.5%上乗せで4.5%)の予定です。

Q10 宿泊税特別徴収交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。

A10 特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

Q11 宿泊税の特別徴収にあたって、レジシステムの改修をする必要がある場合、その費用に対する補助制度はありますか。

A11 宿泊事業者様が宿泊税の特別徴収を実施するにあたり、既存のレジシステムの改修、又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用といったイニシャルコストとして負担する費用に対して、「熊本市宿泊税レジシステム等整備費補助金」を交付します。

1宿泊施設ごとに、消費税を除いて50万円までは全額、50万円を超える部分については2分の1、合計100万円を上限とします。(1,000円未満の端数は切り捨て)申請期限など、詳しくは熊本市ホームページでお知らせしています。

熊本市ホームページ

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00357587/index.html>

Q12 同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。

A12 手続きは原則、宿泊施設ごと(許可、届出の施設ごと)に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、熊本市市民税課法人課税班までご相談ください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

Q13 いわゆる違法民泊についても、課税されるのですか。

A13 違法民泊は、住宅宿泊事業法上、民泊施設の要件を満たし届出が必要であるにもかかわらず、その届出を怠っているにすぎないので、宿泊税は課税されることになります。

違法民泊施設も課税対象施設であることから、その捕捉については、住宅宿泊事業の届出を所管する県(薬務衛生課)など、関係機関との連携が必要になります。県とは、これまでも宿泊税に関する様々な情報共有や協議を行っておりますが、適正課税に向けて協力体制を整えるための協議も、今後行っていく必要があると考えます。

(2) 申告納入について

Q1 申告納入は毎月行わなければなりませんか。

A1 特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに申告納入いただく必要があります。

ただし、特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることができます。(詳細は「宿泊税特別徴収の手引～宿泊施設経営者の皆様へ～」P18～20をご確認ください。)

Q2 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A2 宿泊税は、特別徴収義務者に申告いただいてから納入いただく申告納税方式の税目となりますので、口座振替による納入はできません。申告書と納付書による納入またはeLTAX(3(2)Q5に記載)を介した電子申告と電子納税をお願いします。

Q3 複数の宿泊施設を経営しているので、まとめて申告納入することはできますか。

A3 原則、宿泊施設ごとに申告納入していただきます。

例外として、複数の宿泊施設をまとめた経営申告書の提出が認められた場合(3(1)A12に条件を記載しています)は、まとめて申告・納入いただくことが可能です。

Q4 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのですか。

A4 宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上し、その翌月に申告納入をしてください。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をお願いします。

Q5 電子申告と電子納税は可能ですか。

A5 宿泊税の申告及び納付については、「地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))」を利用したインターネットによる申告等(電子申告等)が可能です。

「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用して手続きするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。

※地方税ポータルシステム(eLTAX)の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>
eLTAXヘルプデスク 【TEL】 0570-081459

4 周知・広報について

Q1 宿泊者への周知はどのように行う予定ですか。宿泊事業者が宿泊者へ説明する際に使えるような広報物の配布があるのでしょうか。

A1 令和8年1月から、JR熊本駅と阿蘇くまもと空港でのデジタルサイネージ広告、熊本市電車両内へのポスター掲示、SNS(Instagram)へのバナー広告などの広報を順次行います。それぞれ実施時期は異なります。

宿泊事業者の皆様には、令和7年11月末から広報物の配布を開始しております。不足がありましたら熊本市税制課へお問い合わせください。

Q2 広報物にはどのような種類がありますか。

A2 ポスター(B2タテ)、チラシ(A4タテ)、三つ折りリーフレット、三角ポップ、バナーを作成しています。熊本市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

熊本市ホームページ

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00357587/index.html>

Q3 広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。

A3 日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語の5か国語に対応しています。

5 その他

Q1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A1 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくことも可能です。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

※旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。